

青森県報

第三百六十八号

令和三年
十月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……二
- 右 同……………(三八地民局) ……二
- 右 同……………(西北地民局) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(下北地民局) ……三

告

示

青森県告示第六百七十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
社会福祉法人 人生きがい十和田	十和田市東三番町一の六	訪問入浴介護	訪問入浴生きたがい十和田	令和三年十月一日
社会福祉法人 人生きがい十和田	十和田市東三番町一の六	通所介護	デイサービスセンター まちなか	〃

青森県告示第六百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
有限会社竹洞介護あしすと	有限会社竹洞介護あしすと	下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	居宅介護	ヘルパーポーションあしすと	令和三年九月三十日
有限会社竹洞介護あしすと	有限会社竹洞介護あしすと	下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	重度訪問介護	ヘルパーポーションあしすと	〃

青森県告示第六百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	障害児通所支援事業の種類	障害児通所支援事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地		行 業 所	
株式会社 絆	上北郡おいらせ 町鶉久保山一 七の六八九 一七六AA H	放課後等 デイサー ビス	名 称 放課後等 デイサー ビス く ふあんめい	令 和 三 ・ 〇 ・ 一
			所 在 地 三沢市中央町二 丁目一二の一	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社風志興業
- 二 代表者の氏名 永澤利昌
- 三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目一〇の一七

四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第一四二二二号

五 取消年月日 令和三年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年八月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東邦開発土木株式会社

二 代表者の氏名 接待純一

三 主たる営業所の所在地 八戸市吹上六丁目一の一

四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第一四三三六号

五 取消年月日 令和三年九月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三和建設
- 二 代表者の氏名 三和武人
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市相内五一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一四二二一号
- 五 取消年月日 令和三年九月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年九月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三和建設
- 二 代表者の氏名 三和武人
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市相内五一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一四二二一号
- 五 取消年月日 令和三年九月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年九月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 坂井左官
- 二 氏名 坂井敏治
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町宿野部樺木平五五の一〇八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第六〇二〇七号
- 五 取消年月日 令和三年八月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び左官工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円